

No.57

2008年7月発行

# 淀川水系 流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

## 淀川水系流域委員会ニュースレターNo. 57

2008年7月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所  
淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail: [yodogawa@jmar.info](mailto:yodogawa@jmar.info)

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/  
猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/  
大阪府 土木部河川室/兵庫県土木局河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

\*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。



### CONTENTS

#### 委員会

● 淀川水系河川整備計画原案に対する 意見(案)についての旧委員への説明会	4月 6日 (日)	P. 1
● 第76回委員会	4月 9日 (水)	P. 3
● 第77回委員会	4月22日 (火)	P. 9
● 第78回委員会	5月13日 (火)	P.13
● 第79回委員会	5月27日 (火)	P.17
● 第80回委員会	6月 3日 (火)	P.21

このニュースレターは委員会の開催結果をお知らせするものです。



## 淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)についての旧委員への説明会

- 開催日時：2008年4月6日（日）14:30～16:44
- 場 所：阪急グランドビル 26F 2・3号会議室
- 参加者数：委員3名 旧委員8名  
一般傍聴者（マスコミ含む）18名



### 1. 委員長挨拶 2. 審議概要

委員長より第3次流域委員会のこれまでの審議状況を踏まえた「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）についての説明を行い審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

#### ○「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）について

- ・委員会を傍聴したが、発言がかみ合っていない。河川管理者の説明は審議の対象に値しない。門前払いでもないのではないかと。意見（案）には概ね賛成であるが、「…数字のつじつま合わせであり、…検討に過ぎない。（p5）」という部分は「…数字のつじつま合わせである」と多くの人に理解されてもやむを得ないところである。」と少し表現を弱めた方がいいのではないかと。また、委員がばらばらに少数意見を書くのではなく多数の意見が大事であると考えている。
  - ・ダム問題に関して「ダムに関するいろいろな検討が終わるまでは計画を凍結してはどうか」という意見を追加してはどうかと思う。また、水需要が減少傾向であるのに国が根本的な見直しを行わないのは不思議である。
  - ・休止期間がなければ、あるべき河川整備について委員間で議論ができたであろう。第3次委員会は非常によくやっておられると思う。意見（案）については文章のニュアンス等はいろいろあるだろうが、厳しい表現については賛成である。第3次委員会には河川管理者の間違っているところを論理的に明らかにしていただきたい。
  - ・本日の説明に比べて、意見（案）には具体的な数値等の記述がなく具体性に欠ける内容になっており、特に環境については内容が総論になってしまっており具体論がない。具体的な数値、例等を追加すればよりよい意見書になると思う。
  - ・治水について「限定的」だとする根拠がきちんと説明できており分かりやすい。ただ、下流流量増に対する地域づくりによる対応や流域対応については弱点もあり、この辺りをどのように補強していくかが課題であるが、順々にやっていくもので、今こうやりなさいと見せるものではないだろう。川上ダムの利水について、青蓮寺ダムパイプラインは大変有効である。きめ細かくやってほしい。
  - ・少なくとも第3次委員会が現時点で述べるべきことを端的かつ明快に述べている。1次委員会からたどり着いた基礎案からかけ離れた原案を3次委員会発足直後に示して、早期に意見を求めるという河川管理者のスタンスはこれまでの過程を放棄しているのでも明確に抗議の意志を示す文章を付け足して欲しい。委員会の意見聴取を形式的な手続きを踏むだけで計画案作成は粛々と行っていくという河川管理者の態度は6年間共にやってきたことの全否定である。単に原案の見直しと再提示を求めるだけではなく、河川管理者との意見交換による協働作業の成果として新しい原案をつくることを求めているのか。
  - ・ダムについて方針を変更したにも関わらず住民に対して十分な説明が行われなかったことは重要な問題であり、それについては追記していただきたい。また、国交省が委員会の意見を十分に反映させていないことについてはどこが問題点でどう改善できるのか総括していただきたい。  
→例えば総括評価のための委員会を設置し、そこで客観的な立場でやっていただければどうか（副委員長）。
  - ・水収支と土砂収支で河川環境がどう復元されていくのか（攪乱洪水の強度、頻度等）、またそれらにダムがどう影響しているのかについて議論していただきたい。意見（案）の「…位置づけることは認められない。（p5）」については「…位置づけることは、近畿地方整備局が遵守すべき河川法に明らかに違反しており認められない。」という強い表現がいいのではないかと。
  - ・環境や水資源開発についてはご指摘いただいたように至らぬ点もあるが、現時点の論点整理ということで、一般やマスコミに対して誤解がないような文章、表現に努めたことをご理解いただきたい（副委員長）。
  - ・原案についての審議を進めてきたこともあり、河川管理や河川環境の望ましい姿といったレベルでの議論が十分できなかったのは今後の課題だと思う（副委員長）。
  - ・芦田元委員長からの意見（第75回委員会：参考資料1 No.1005）は意見書の中に是非とり入れて欲しい。
3. 一般傍聴者からの意見聴取：4名から発言がなされた。主な意見は以下の通り。
- ・初心に帰って流域委員会を見直す必要があるように感じた。そして河川管理者にも初心に帰ってほしい。
  - ・休止後に提示された原案については撤回を求めたい気持ちである。これまでの流域委員会の歴史を踏まえ、淀川モデルを全国に発信するという自信をもって議論してほしい。
  - ・旧委員の方には、本日は話された意見を是非委員会への意見としてどんどん出してほしい。
  - ・今日お聞きしたお話は原案が出されて間もない時期にお聞きできればもっとありがたかったと思う。今後とも支援いただきたい。



## 淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)についての旧委員への説明会の説明資料より抜粋

- 当日資料より  
淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会では、当日資料「宮本委員長発表スライド」を用いて説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。



### 意見書(案)

- ・審議不十分
- ・今後の審議を円滑かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するため、現時点での意見
- ・「原案」の見直し、再提示

- ・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に抑止するため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

- ・整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境変影響もダム建設を前提にした検討に過ぎない。
- ・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

## 配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		KS-A
資料1-1	「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）	KS-B
資料1-2	河川整備計画原案に対する意見（案）080311版 各委員による修正文（案）	KS-C
	淀川水系河川整備計画原案〔平成19年8月28日〕に対する意見 芦田元委員長からのご意見（第75回委員会：参考資料1 No.1005）	KS-D
	宮本委員長発表スライド	KS-E

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。  
資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 第76回委員会

■開催日時：2008年4月9日（水）第1部10:00～12:00  
第2部13:30～17:15 第3部17:40～19:30

■場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場B面

■参加者数：委員20名 河川管理者（指定席）23名  
一般傍聴者（マスコミ含む）214名



### 1. 決定事項

- ・積み残しになっている重要な項目（例：洗堰操作規則の変更等）を意見書に記述する。記述すべき項目について、意見がある委員は4/14(月)までに庶務に提出する。
- ・意見書案の修正は、委員長および副委員長が行う。修正が完了次第、委員に配布する。
- 2. 報告：第75回委員会以降の会議開催経過、会議内容、河川管理者の異動について報告がなされた。
- 3. 審議の概要：淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)080311版について審議資料1-1「各委員による修正文(案)」について審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）
- 意見書案「3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」について
  - ・第2段落の記述は削除して、水需要管理に関する具体案を議論し、当事者の信頼関係を樹立していくための「常設の利水者協議会の立ち上げ」について記述してはどうか。
    - 原案は総論としてはよいが(水需要の精査確認、水利権見直し、用途間転用等)、実際には原案とは違うことをやっている(伊賀市水道用水や大阪市の水余りへの対応等)。意見書案の記述のままではよい。
    - 「利水者協議会の立ち上げ」はすでに原案に書かれている。あらためて意見書で言及する必要はない。
    - 利用する側が財政を負担してきたという歴史的な経緯もある。意見書案を「関係者が同じテーブルについて早急に議論して欲しい」といった前向きな文章に修正した方がよい。
    - 水利権と実取水量に乖離がある(水余りの)大阪市が「緊急時に水利権を売りたい」と発言しているようだが、水利権の更新の際には、必要最小限の水利権を算定して与える。河川管理者は大阪市の発言をどう考えているのか。これまで、どのような精査確認を行ってきたのか。
    - 水需要についてお聞きしてきたが、今後の人口動向や市としての施策が詰まっていないため、短期的な更新を行いながら、精査確認を続けている。実取水量と水利権に乖離があるものについては、中身についてお聞きしながら、水利権の見直しを行っていく必要があると考えている(河川管理者)。
    - 河川管理者は具体策をとらなかったのではないかと。だからこそ、意見書案では「積極的に実施しようとする姿勢が見られない」とした。「利水者協議会の立ち上げ」だけでは不十分ではないか。
    - 利水者協議会の立ち上げについて意見書に書くのであれば、「早く、有効に立ち上げて、川上ダムの新規利水や異常洪水対策も含めて議論すべき」となるのではないか。
    - 老朽化した水源施設の改善等、既存水源の活用についても意見書に書いておいた方がよい。
    - 「常設の利水者協議会」に実効性を持たせることが大切だ。水需要管理の実施までの具体的な手順を原案に記述するように求めてはどうか。
    - 意見書には「利水者協議会の早急な立ち上げ(テーマは川上ダムの新規利水と異常洪水対策)」「既存水源の活用」「水需要管理に向けた具体的な手順」を盛り込むよう、修正する。
  - ・持続可能な社会のためには、利水施設を一元化するのではなく、市町村の個々の水源確保や水融通が必要になってくる。意見書にも記述しておいた方がよい。
    - 持続可能な社会や緊急時のフェイルセーフシステムを目指すためには、たとえ冗長性があっても、継続的に安心・安全で廉価な水が供給できるのであれば、それでよいと考えている。
  - ・一般傍聴者からの意見聴取がなされ、5名の一般傍聴者から「一般からの意見について議論がなされていない」「京都府営水道が天ヶ瀬ダム再開事業で新規水利権を獲得しようとしている。河川管理者は精査確認したということだが、水需要予測の数値がどこから出てきたものかわからない(参考資料1参照)。委員会は、これを精査確認するよう、意見を述べるべき」「原案に河川管理者の姿勢があらわれている(総論賛成、各論反対)。委員会は利水者協議会のテーマについて明示すべき」「大阪市等の水利権の更新が曖昧だ。洪水対策協議は常設に切り替わったが、全く機能していない。常設の利水者協議を設置して、水全般について議論することが重要だ」「意見書案に一般からの意見をどう反映するのかわからない。審議されるのか」といった発言がなされた(例示)。
- 意見書案「4. 個々のダム計画について(1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開事業」について
  - ・琵琶湖の後期放流1500m<sup>3</sup>/sについても、意見書に記述する必要がある。
    - 琵琶湖の後期放流については十分に議論できていない。他にも、積み残しになっている重要な項目があるので、意見書で例示しておく(「1. 決定事項」の通り)。
  - ・ダムの効果をどう判断するか。河道掘削による上流の流下能力増分を代替する措置が必要だ。大戸川ダムは流水型で環境にも配慮しており、妥当な方法だ。下流の都市では越水量が問題になっており、堤防の越水対策だけでは危険だ。
    - 桂川の掘削を行えば、下流でHWLを越えるため、大戸川ダムが必要というのが河川管理者の説明だ。HWLから堤防天端まで補強すれば、浸透洗掘による破堤は回避できる。下流の手当はもちろ

- ・必要だが、堤防補強だけでなく、複合的な対策をすべき。しかし委員会では、どのような対策を組み合わせればよいかといった総合的な議論がまだできていない。河川管理者から予算も示されていない。
  - ・河川管理者は「堤防天端まで浸透洗掘対策をするが、HWLを超えると波やうねりが堤防を越える。越水すると堤防は危険になるため、水位はHWLよりもできるだけ低くしたい」と説明されたが、当然、水位は上がらない方がよい。そのような説明ではなく、どうしても大戸川ダムが必要である理由を説明してほしい。
    - 例えば、水位が17cm上がると、下流の橋梁に流木等がたまり、水位が上昇し、橋梁の付け根の堤防が弱まる。下流部には、桁下が今でも低い箇所があり、より危険となる。また、HWLを超えれば、内水排水ポンプを停止するため、内水被害の危険性が高まる。できるだけ水位を下げおきたい。余裕高を確保できない状態では、越水を想定せざるを得ない(河川管理者)。
    - 問題は、大戸川ダムがどうしても必要な理由だ。大戸川ダムの水位低下効果17cmは、ダム以外の方法で代替できる。しかも、計画規模洪水を少しでも超えれば、大戸川ダムがあってもHWL越えてしまう。他の河川では、実績降雨でさえ、ダムがあってもHWLも超えるところがあるのだから、過渡期の計画である整備計画で必ずしもHWL以下に抑えなくてもよいのではないか。これまでの河川管理者の説明では、説明責任を果たしていない。
  - ・大戸川ダムの効果は限定的ではない。大戸川ダムは、本川の広範囲にわたって、17cm水位を下げる。33洪水(パターンとしては7洪水)のうち、HWLを超える2洪水の水位を下げるのは、計画論としては当然だ。
    - 2/33をクリアすることが、過渡期の計画である整備計画において、大戸川ダムがどうしても必要な理由になるのかどうか。河川工学者はきちんと議論して欲しい。計画規模洪水で大戸川ダムができればHWLから2cm下がるが、計画規模洪水を数%でも超えれば、HWLを超えてしまう。大戸川ダムには水位低下効果はあるが、HWL以下に下げられる洪水は限定的だ。意見書案の「効果が発揮される洪水は極めて限定的であり」とはそういう意味なので、より正確に「宇治川・淀川に対して大戸川ダムは流量低減を行うものの、計算された対象洪水のうち、HWL以下に下げられる洪水は限定的」と修正したい。
  - ・大戸川ダムには水位低下効果があるが、他の方法で代替できるのではないかと(桂川の河道掘削の抑制、枚方～三川合流の掘削等)。意見書では、ダム以外の対策が議論されていない点を指摘して欲しい。
  - ・大戸川ダムの水位低下効果17cmが「計算誤差の範囲」なのは事実だと思っている。他に適切な表現があれば教えて頂きたい。
  - ・意見書案の「位置つける必要性・緊急性は認められない」という記述については、ダム以外の対策を十分に検討できていない段階においては、大戸川ダムの必要性・緊急性は認められないというように修正する。
- 意見書案「4. 個々のダム計画について(2)川上ダム」について
- ・第1段落については、大戸川ダムと同様の修正を行いたい。また、上野遊水地の越流堤の構造検討について追加する。
  - ・第2段落には、積極的な意味において、継続的に水資源を供給できる事業として川上ダムを支持する声もあるということを書き込んで欲しい。
  - ・第2段落には、合意した3章の内容(利水者協議会の立ち上げ、テーマには川上ダムと異常洪水対策も含まれる)を書けばよいと考えている。
  - ・第3段落の「認められない」の表現には検討の余地があると思うが、「ダムの長寿命化対策を否定しているわけではないが、川上ダム抜きでもやれる可能性があり、その可能性をとことん検討して欲しい。そのために積極的に利水者との調整をお願いしたい」という意見書案の趣旨については、委員からの異論はなかったと思っている。よって、意見書案は、既存ダムの利水容量を活用する方策について利水者と調整するほか、環境改善策も含めて積極的に計画を進めるべきという修正を行う。
- 意見書案「4. 個々のダム計画について(3)丹生ダム」について
- ・異常洪水対策の「異常」をどう考えるか。発生頻度をどう評価するか。議論が必要だ。
  - ・異常洪水対策容量は低水だけが対象だが、異常流況対策容量と修正して高水も含めて検討してはどうか。
  - ・異常洪水容量はどこに貯めるのか。なぜ既往最大洪水が「過大」なのか。意見書案は、誰が読んでもわかるように修正すべきだ。
    - 異常洪水対策容量を丹生ダムと琵琶湖のどちらに貯めるかという議論ではなく、そもそも異常洪水対策容量が必要なのかどうかという議論だった。また、全国的には戦後最大洪水を対象にしているが、原案ではなぜ既往最大を対象にしているのかという議論もあった。いずれも委員からの異論がなかったため、意見書案に記述した。異常洪水対策容量の規模や対象洪水については、まだ委員会で議論できていないという修正を行いたい。
  - ・操作規則の根本的な見直しについても意見を述べた方がよい。
    - 第1次、第2次委員会では議論してきたが、意見書案には触れられていない(第三次委員会では積み残しになっている)重要な項目については、別途、記述する。
  - ・一般傍聴者からの意見聴取がなされ、10名から「丹生ダムの地元では、水面のある多目的ダムを要求している。委員長は丹生ダムで異常洪水対策容量が必要と考えているのか。委員長、副委員長は行司役に徹すべき」「平成6年の木津川上流の洪水時、上野市上水道で洪水で困っていたという新聞記事はなく、逆に水道事業が儲かったことが示されている。守田水源が活躍し、許可水利権量を上回る取水がなされて



いたと推察される。早くから木津川自流水から0.358m<sup>3</sup>/s以上の取水が行われており、これを河川管理者が把握していなかったとは言えない。川上ダムの地元の雨量観測データによると5月前段階までの降雨量が非常に少なく、利水面で川上ダムが果たせる役割は小さい。「委員長は3年前の川上ダムの決起集会において、地元の方を思うと胸が裂かれる思いがする、開発水量の減量があるかもしれないが川上ダムは必要であり、長年の経緯を受け止め迅速に努力すると述べた。この言葉を信用してきた」「1500m<sup>3</sup>/s放流ありきの委員がいるが、これは問題だ。河川環境の調査や放流トンネルの安全性、1500m<sup>3</sup>/s放流の必要性・緊急性についての検討が不十分。後期放流を16日間も続けるのは危険で、住民の受忍限度を超えている。委員会で審議して欲しい」「川上ダムの地元住民はどうすればよいのか。議論して欲しい。伊賀市では水を待っている人もいる」「ダムに賛成の委員が少ない。ダムの効果は限定的でもよい。いつ大洪水が来るかわからない。委員会は地元の意見を聴くべき」「戦後最大洪水の1.5倍や2.0倍対応はオーバースペックだという意見が委員から出されているが、いかなる洪水でも壊滅的な被害を回避するというのが委員会と河川管理者の共通の目標だったはずだ」「大戸川ダムの地元では、たびたび洪水に見舞われ、被害を受けてきた。ダムの早期完成を願う。原案の対策が最善だ。地元の意見を受け止めた意見書を」「堤防天端までの補強は大変よいことだ。しかし、何故、これまでの補強はHWLまでだったのか。委員会は、ダムの効果を認めながらも、原則として建設しないとした。委員にはこれまでの委員会の議論を勉強して欲しい。委員会は、これまでと同様に、住民と共に歩んで欲しい」「河川管理者と河川工学者には、ダムは最後の手段だという基本的な視点が欠落している。ダムは、水位を下げる効果があるからという程度の理由で造るものではない。意見書には大戸川ダムの附帯工事について記述して欲しい。高時川の洪水対策は堤防強化を優先すべき」といった発言がなされた(例示)。

○意見書案「4. 個々のダム計画について(4)ダム全般」について

- 第1段落については、意見書の趣旨に添った委員意見が多い。意見を参考に、意見書案を修正する。
- 第2段落は削除して頂きたい。個々のダムの効果は大きくはないが、複数のダムの相乗的な効果がある。この段落では、淀川水系のさまざまな治水施設でどのような治水効果をあらわすかについて書くべきだ。ダムの効果を否定するような意見ではなく、効果があるものはあるものとして評価すべき。  
→「数字のつじつま合わせ」という意見書案の記述の意味は、ダム前提で他の案を本気で検討していないということだろう。意見書では、他の対策を検討する必要があるという点を強調すべき。また、環境についても、ダム建設による環境への影響しか検討していないという点も指摘しておくべき。  
→もともとダム事業があった。ダムに合意して、移転もしたのに、今更なぜやめるのかという地元のご意見も頂いている。その辺りも含めて、ダム、堤防強化、スーパー堤防、高品位堤防、河道改修等を並行して進めればよいと考えている。  
→岡田委員の意見をベースに、歴史や地域の問題に関する意見を加味して、意見書案を修正する。
- 第3段落の「顕著な効果が認められない」という記述は、効果の中身が原案に書かれていないという指摘だと思う。きちんと趣旨がわかるように書いて欲しい。  
→河川管理者が示したB/Cでは議論にならないという意見もあった。効果に見合う投資なのかどうか、委員会では議論できていない。ご意見を踏まえて、意見書案を修正する。
- 第4段落の「認められない」は意見書の位置づけ次第だろう。委員の意見を一本化する必要があるのか。  
→一本化すると決めたわけではないが、一本化するのが望ましい。そのための努力をしている。「認められない」は適切な表現に修正する。これまでの河川管理者のダムの必要性・緊急性に関する説明では、委員会は「OK、もうやりましょう」とはなっていない。この点を踏まえて、修正する。

○意見書案 表紙について

- 委員会の最終意見だと誤解されないように、審議は不十分で現時点までの意見書だという点を踏まえて修正する。また、意見書案には書かれていないが、積み残しになっている重要な項目を例示する。
- 第2段落では「原案を見直し、再提示されるよう求める」としている。意見書案に関する審議の中で、委員から、堤防補強の実施、予算提示、利水者会議の立ち上げ等について意見が出された。原案の中身が変わる可能性もある。変わるころは変えてもらって、積み残しの議論も含めて、議論したい。  
→最終的な意見書ではないので、河川管理者にフィードバックを要請することに賛成する。  
→河川管理者にもスケジュールがある。原案の再提示は難しいのではないかと考えている。  
→積み残しの議論と並行して審議を進める必要がある。意見を言うだけでは「聴きました」で終わる可能性もある。フィードバックを求めるのは委員会の責任だ。原案の再提示を求めたい。
- 一般傍聴者からの意見聴取がなされ、3名から「委員会はルール(3月末の意見書提出、意見統一に限らない審議)に則った審議をすべき。丹生ダム地元の行政としては、整備計画を早く策定して欲しい。ダムに翻弄されてきた住民のための計画をお願いしたい」「意見書では問題点をしっかり指摘して欲しい。ダムの功罪のうち、罪についてもきちんと指摘して欲しい。ダム群になれば、罪も群になる。これを反省して河川法も改正した」「意見書案の「認められない」「姿勢が見られない」は妥当。河川管理者は、余野川ダムの利水調整には全く関わらなかった。余野川ダムの基本計画は廃止された。原案の修正が必要。大戸川ダムの必要性にも疑問が出てくる。ダムの地元へのケアについてもしっかり検討して欲しい」といった発言がなされた(例示)。



第76回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1より

第76回委員会では、審議資料1-1「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)各委員による修正文(案)」を用いて審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

意見(案)080311版の原文

3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如

・整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示している

【川崎委員】

修正  
 (恣意的なタイトルは避ける)  
 →「3. 水資源・需要の管理についての提案事項」

【綾委員】

修正  
 整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。利水の効率性のみならず自然流況を意識した水管理を目指す」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。

・しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。

【河田委員】

修正  
 「積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」ではなく、つぎのように表現する。「の新しい方向性を見出す努力が必要である。水利用に関しては歴史的な経緯があり、必ずしも新しい利用環境に適した制度になっていないことなどを勘案して、次世代の合理的な水利用システムに関する提言などを関係者間でまとめる方向性が求められている。」

【寶委員】

修正  
 この文章の一部を生かして、以下のように書き改める。「・水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、水需要管理を積極的に実施し、水道事業の持続可能性といった観点も踏まえ、流域全体として、安全・安心で廉価な水を継続的に供給できるような具体策を計画に書き込むべきである。」  
 具体策を委員会として提案できるとさらによい。

・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

【佐藤委員】

追加  
 ・琵琶湖淀川水系の恩恵に思いをいたし、都市作りに水を活用すべきである。とりわけ水系の下流域である大阪での施策を求める。具体的には、御堂筋などでの「水の路」の社会実験、水都大阪実現への支援が上げられる。

【深町委員】

追加  
 水需要管理においては、地域ごとの生活、その歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要である。

【本多委員】

修正  
 ・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して流域全体、自治体や地域、事業者や家庭・個人の多様な水需要管理の検討をすすめ積極的な取り組みを「原案」に反映させることが求められる。

【水山委員】

その他  
 水需要予測についてはより厳密に再検討する。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)



意見(案) 080311 版の原文

4. 個々のダム計画について

(1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

・宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。

【澤井委員】

修正  
「・・・限定的であり、淀川水系・・・認められない。」→「・・・限定的であることから、ダムのみならず、下流堤防の越水対策にも積極的に取り組む必要がある。」

【村上委員】

追加  
天ヶ瀬ダム再開発に伴う環境、景観に及ぼす影響調査は、不十分なままであり、委員会としては、調査項目や方法の選定も含め、地元住民と、再度協議することを勧める。みならず自然流況を意識した水管理を目指す」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。

【川崎委員】

修正  
「計算誤差の範囲であり、極めて小さい・・・認められない」→「このダムにおいては、実施段階でより効果的な治水効果への検討を継続することが必要である」

意見(案) 080311 版の原文

4. 個々のダム計画について

(2) 川上ダム

・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。

【寶委員】

修正  
以下に修正。「・川上ダムは、上野遊水地を組み合わせる治水施策であり、木津川上流部、中流部で治水効果を発揮できる。  
・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発とも組み合わせると、さらに下流部での流量低減、水位低下を期待することができるので、淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当である。」

【水山委員】

削除  
「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、」を削除。

・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。

【綾委員】

修正  
全文を以下に修正。「・三重県伊賀水道事業の新規水需要について大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があると考えられるので、まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである。」

【本多委員】

修正  
以下に修正。「・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があり、整備局による積極的な調整により新たな進展や打開の可能性が秘められている。取り組み価値がみとめられる。」

意見(案) 080311 版の原文

4. 個々のダム計画について

(3) 丹生ダム

・異常洪水対策容量の確保について、対象洪水規模を既往最大洪水（昭和14、15年洪水）としていることは過大である。

【池野委員】

修正  
異常洪水対策については、地球規模の水危機等を念頭に入れ、考え方そのものを検討する必要がある。

【西野委員】

その他  
「・異常洪水対策容量の確保について、対象洪水規模を既往最大洪水（昭和14、15年洪水）としていることは過大である。」と書かれている根拠がよく分かりませんでした。過大であると断定するのであれば、その論理的根拠する必要があります。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

意見(案) 080311 版の原文

4. 個々のダム計画について

(4) ダム全般について

・河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということ、これまで整備局と委員会は共有してきた。

【河田委員】

追加  
「・・・整備局と委員会は共有してきた。」に続いて以下を追加。「個々のダム建設計画には歴史的経緯があり、地元住民の協力も評価して検討する必要がある。」

【田中委員】

追加  
「・・・共有してきた。」の後に以下を追加。「又、ダムによる負の影響は不可逆的な要素も含めダムがある限り続くのであり重大な課題である。」

・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。

【綾委員】

修正  
全文を以下に修正。「・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は十分説得力あるものとは受け取れず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であった。」

【岡田委員】

修正  
「ダムを造らん・・・過ぎない。」→「ダムがどうしても必要であることを説得的に説明するものにはなっていない。また環境への影響もダム建設を前提とした検討の域を出ていない。」

【佐野委員】

修正  
「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり・・・」→「ダム建設の必要性について十分説得的な内容になっておらず」

【寶委員】

修正  
全文を以下に修正。「・原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダムは、以前から事業が進められていたものであり、地元住民との合意形成もなされており、環境への影響に十分配慮しつつ、ダム建設を推進すべきである。その際、近隣で最近建設されたダムの環境影響を参照することにより、影響を極力抑えるような、河川環境の整備と保全を効果的に実施できよう。」

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R76-A
報告資料1	第75回委員会（2008.3.26）以降の会議開催経過について	R76-B
審議資料1-1	「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）各委員による修正文（案）	R76-C
審議資料1-2	河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（委員）	R76-D
審議参考資料1-1	淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料	R76-E
審議参考資料1-2	淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料 別添資料	R76-F
審議参考資料1-3	淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料 その2	R76-G
審議参考資料2	滋賀県知事・京都府知事・大阪府知事説明資料 淀川水系河川整備計画の策定に係る諸状況について	R76-H
審議参考補足資料	河川管理者提供資料 資料リスト	R76-I
その他資料	今後の委員会スケジュール	R76-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	R76-K

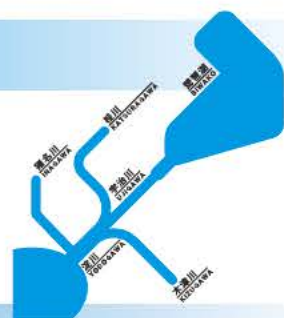
注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 第77回委員会

- 開催日時：2008年4月22日（火）16:30～21:15
- 場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場B面
- 参加者数：委員22名 河川管理者（指定席）23名  
一般傍聴者（マスコミ含む）254名



### 1. 決定事項

・修正を反映した上で「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)080422版」を確定する。少数意見を添付し、第77回委員会の議事録とともに、河川管理者に提出する。

2. 報告：庶務より、第76回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議概要：「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)080422版」について審議資料1-2「各委員の修正文整理表」を用いて審議がなされた。主な意見は以下の通り(例示)

#### ○【意見提示の趣旨】について

・第一次、第二次委員会の議論が基本方針に反映されているかどうかという議論を抜かして、原案の審議をしていることが、委員会と河川管理者のずれの違いの原因ではないか。

・意見(案)080422版の文章で確定する。

#### ○【意見】について

・「[原案]を見直し、再提示されるよう求める」という文章の解釈について確認しておきたい。これは「強く期待する」という意味だと理解してよいのか。そうであれば、意見(案)080422版のままでよい。

→その通りだ。「求める」とは「期待する」ということだ。委員会には、河川管理者に回答を提出させる法的な権限や強制力はない。

→「求める」には強制力があると思っている。「希望する」という趣旨の文章にすべき。

→前回委員会の審議では「再提示を求めることに異存ない」ということになった。「求める」の意味は「期待する」という趣旨だ。

→意見(案)080422版の文章で確定する。

#### ○「1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方」について

・PDCAサイクルの仕組み作りに向けた具体的な文章が必要ではないか。よって「この考え方にに基づき、主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕方の骨子を示すことが適切と考える」としてはどうか。

→PDCAサイクルは、整備計画の中に入れ込むには内容が大きすぎるし、時間もかかる。また、「評価の仕方の骨子を示すことが適切」という文章が気になる。計画の段階で「評価の仕方」が固定されてしまう。

→それでは、「この考え方にに基づき、主要な施策については目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕組みの骨子を示すことを求める」と修正して、確定する。

#### ○「2. 環境・治水・利水についての総合的な検討」について

・「治水・利水の必要性からダムを計画し、環境については、その後で評価している」という手順が問題であるということを明確にしておきたい。意見(案)080422版の記述は、御用学者が環境評価をねじ曲げてダム建設にOKを出したといった意味ではない。

・ダム建設が治水・利水面から先行的に計画が検討されたのかどうか、事実を確認した方がよい。また、委員会としては、改善すべき点について意見を提出した方がよいと考えている。

・「治水・利水の考え方を根本的に転換する」の「根本的に」の意味が曖昧だ。不要ではないか。

→原案では「総合的な検討」がなされていない。「根本的に」は必要だ。

→原案は「河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない」としている。意見(案)080422版のままでよい。

→意見(案)080422版の文章で確定する。

#### ○「3. 洪水対策」について

・大幅に修正した。評価は書かずに、それぞれの河川について、事実関係(HWLを超える延長と越水延長)を記述した。

→中上流部での整備計画原案の効果(戦後最大洪水)を追加してはどうか。

→前回の委員会でHWL以上の堤防強化と越水対策の必要性について記述することで合意した。述べたことは超過洪水対策の必要性なので、HWLを超える延長と越水延長に関する記述は削除してもよい。

→それでは、一段落目を全て削除して、意見(案)080422版の文章で確定する。

・実効性という意味において、整備計画で「流域対応」を実現できるのか。試行程度なら整備計画でもできるだろうが、根本的にはオールジャパンで議論をして、取り組んでいかないとはいけないことだ。

#### ○「4. 水需要管理」について

・意見(案)080422版の文章で確定する。

#### ○「5. ダム(1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」について

・大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発事業に超過洪水対策まで求める必要はない。超過洪水対策については、別の段落で記述すればよいのではないか。

→大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発によってHWL以下に水位を低下させる洪水が限定的であることは認めるが、2/33パターンであっても、安全基準以下に水位を抑えられる。環境に配慮してダムを小さくしたために、水位低下効果も小さくなった。その点を評価しないとイケない。

→全てのダムができたとしても計画規模洪水で軒並みHWLを超えるし、越水する箇所も出てくる。過渡期の計画である整備計画において、「淀川のある地点の基準を守るため」というだけでは、大戸川ダムが必要だという説明としては弱いと考えている。

→大戸川ダムの効果は「極めて限定的」ではない。「極めて」は削除した方がよい。

・桂川の河道掘削に伴う下流の流量増加阻止のためには、ダムによる流量削減は必須だ。また、これを補完する堤防強化や耐水性の向上を目指した事業を実施する必要がある。

→委員会では、結論まで議論できていない。前回の委員会では、ダムや流域対応等のマルチな対策について議論できていないので、現時点においては「整備計画に位置づけることは適切ではない」とすることになった。現時点で大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発事業が不要だということではない。

・それでは、「計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることはできない。(以下、意見(案)080422版のまま)」と修正する。また、「極めて限定的である」の「極めて」を削除する。

#### ○「5. ダム(2)川上ダム」について

・「(1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」と同様の修正を行う。

・資料1-2 P11「洪水時の水位変動の変動幅やモデル誤差の範囲である。」を削除して、P12「また淀川に対しては」に繋げるよう、修正する。

・資料1-2 P14「大阪市から水融通(青蓮寺ダムからの導水)」を記述しておく必要があるのか。

→既存水源の可能性についての検討も必要だ。利水者会議の検討課題に広い幅を持たせるために「大阪市からの水融通(青蓮寺ダムからの導水)」は削除してもよいのではないか。

→「大阪市からの水融通(青蓮寺ダムからの導水)」は削除し、意見(案)080422版の文章で確定する。

#### ○「5. ダム(3)丹生ダム」について

・意見(案)080422版の文章で確定する。

#### ○「5. ダム(4)ダム全般」について

・最後の段落については、各ダムの結文と同じ文章にした。

→各ダムと同じであれば、あえて書かなくてもよいのではないか。

→結文は削除してもよい。その前段は委員会で合意がなされ、委員会の意志が十分にあらわれている。

→それでは、最後の段落は削除する。

#### ○審議資料1-3「今後審議すべき論点(案)」について

・追加すべき項目があれば、ご意見を頂きたい。ご意見をとりまとめたい。

→既設ダムの堆砂問題、余野川ダムの廃止(撤退ルールや撤退後の課題)、長期的な超過洪水対策、「あらゆる洪水に対応する」の意味の確認、地域の振興策や関係者への支援策、巨椋池の復活、水系全体での生物の移動経路の回復、環境面での統合的管理システムづくり、中小河川、総量負荷管理(水質)、ダム撤退後の住民対応や治水利水の代替案の検討について、意見が出された。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：13名の一般傍聴者から「意見書は我々の期待を裏切った。修正意見があまり反映されていない。河川管理者には、再提示ではなく、早急な整備計画の策定を希望する」「住民を置き去りにした議論はやめて欲しい」「意見書への追加項目(ダムの地元住民への配慮等)や最終段落の削除、ダム撤退後の検討の必要性について意見が出されたのは地元住民にとっては光明だ。地元では環境と地域の活性化と安全についてずっと議論してきた。余呉町で住民の話を聞いて欲しい」「ダム計画によって移転した人たちは、もともと建設反対だったが、諦めざるを得なかった。寶委員(意見書「四つの調和」)は、過去の経緯と未来の調和がなければ、移転住民は冷たい意思決定にさらされる危険があるとしているが、冷たい意思決定を行ってきた河川管理者にこそ、その冷たさを改めるよう意見すべき」「委員会の意見を統一するのは無理だ。納得できない点は併記すべき」「意見書は「ダムは効果があるので建設すべき」としてはどうか。河川管理者は代替案も検討してきた。委員会の審議は地元いじめでしかない」「ダムの地元住民はすでに移転している。なぜいまさら地元をいじめめるのか」「河川管理者はいつまで委員会を続けるのか。早く意見をもらい、早く判断して、ダム建設着工にもって行って欲しい」「天ヶ瀬ダム1500m<sup>3</sup>/s放流によって宇治川の治水や河川環境は取り返しのつかないことになる。天ヶ瀬ダムの巨大トンネルや地質等についても議論して頂きたい」「天ヶ瀬ダム付近の断層については、ダムの応力の方向と滑り面の方向がほぼ一致している。トンネル式放流設備は危険だ」「意見書の削除ばかりで失望した。よりよい意見を述べるために、意見を削除してどうするか」「同じ議論を繰り返している。ダムをつくらんがための議論が多かった。第一次、第二次委員会の議論や淀川モデルを引き継いで欲しい。既設ダムの治水効果についても検証すべきだ」「意見書の「水位変動幅やモデル誤差の範囲内」という表現は学術的におかしい。もし河川管理者がダムを造りたくないならば、不都合な2/33パターンは検討の対象外としているはずだ。委員会は自分の信念で議論して欲しい」といった発言がなされた(例示)。





## 第77回委員会の説明資料より抜粋

### ■審議資料1-2より

第77回委員会では、審議資料1-2「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)の修正案へ寄せられた各委員の修正文整理表を用いて審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

#### 意見(案)080311版の修正案

##### 5. ダム

##### (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

・大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は一体として、宇治川、淀川に対して流量低減を行うもの、淀川において整備局が検証に用いた33パターン計画規模洪水の中で、大戸川ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は17cmである。大戸川ダムがあると水位を19cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は、~~計算誤差の範囲であり極めて小さい。~~洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。

#### 【池野委員】

##### 修正文案

##### 修正

第1段落～第4段落を以下に修正。

##### (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

・大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は淀川水系河川整備方針に示す5,000m<sup>3</sup>/Sの洪水調節の一環を担うものである。

・大戸川ダムはダム直下の大戸川流域に大きな治水効果を発揮するとともに、淀川下流部においても全川に亘る水位低下の効果を早期に発揮する。

・計画規模洪水による33パターンもの妥当性の検証においても、全てHWL以下にするという計画目標を達成している。

・しかし、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害を軽減する観点から、避難体制の整備など流域対策に加え、堤防強化・河川改修・ダムなど総合的に取り組むべきである。

・以上のことから、ダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当であると判断する。

#### 理由

治水効果に対する見解の相違

#### 【川崎委員】

##### 修正文案

##### 修正

第1段落「水位低下は、計算誤差の範囲であり、極めて小さい」→「水位低下は、計画高水位以下で目標とする洪水を流下させる、また、川幅の広く延長の長い淀川の流量の低減には一定の効果がある。」

#### 理由

誤差であることの根拠が不明。流量効果はある。

#### 【寶委員】

##### 修正文案

##### 修正

第1段落を以下に修正。

『計算誤差の範囲であり極めて小さい』という表現は別紙に示すように適切ではない。この部分を以下のように改める。

修正案：数百m<sup>3</sup>/sに相当し、これが宇治川（基本方針で1500m<sup>3</sup>/s）から流れ下ってくることを考えると決して小さいとは言えない。

#### 理由

別紙：「計算誤差」について、を参照された。淀川枚方地の数値の比率のみで考えてはいけない。数百m<sup>3</sup>/sという流量の絶対値は決して小さいとは言えない。

#### 【河田委員】

##### 修正文案

##### 修正

第1段落「・・・水位を下げるができるが、この大戸川・・・小さい。」を「・・・水位を下げるができる。」と修正。

#### 理由

計算誤差の範囲という指摘は間違っている。

#### 【水山委員】

##### 修正文案

##### 削除

第1段落「・大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は・・・計算誤差の範囲であり極めて小さい。」、第2段落「また、計画規模洪水を・・・極めて限定的である。」を削除。

#### 理由

河川管理者の説明も枚方にこだわって分りにくいが、批判は不適当

(※次ページへ続く。)

#### 意見(案)080311版の修正案

・ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。

#### 【川崎委員】

##### 修正文案

##### 修正

第3段落「ダムの必要性・・・現時点においては不十分である」

→「ダムの必要性・・・現時点においては大きな課題があり、見通しが立っていない。これらの具体的な解決を行い、代替案として位置づけるまでの目標年次を設定し、代替案選定までの計画のPDCAを明確にするよう専門的な検討審議が必要である。」

#### 理由

ダム整備案の必要性の議論は、堤防強化代替案の相対的なものとして位置づけられるので、堤防強化を対象とした代替案の確立までの検討期間や達成目標を具体的に定める検討審議が必要。

#### 【寶委員】

##### 修正文案

##### 削除

第3段落を削除。

#### 理由

『堤防のHWL以上の強化』は、整備計画の範囲内で行うべき事項。超過洪水対策については、上記項目No.8のように言及しているため、ここでは不要。

#### 【河田委員】

##### 修正文案

##### 修正

第3段落を削除し、次の文章とする。「桂川の河道掘削に伴う下流の流量増加を阻止するために、ダムによる流量削減は必須となっており、これを補完する堤防強化や耐越水性の向上を目指した事業を実施する必要がある。」

#### 理由

ダムは即効性が最も高く、かつ所要の効果を明確に実現できるので洪水制御手段としては最も信頼できる。

#### 【水山委員】

##### 修正文案

##### 削除

第3段落「・ダムの必要性や緊急性・・・現時点においては不十分である。」を削除。

#### 理由

流域対応は要求しても法整備がないと実行できないのではないかと。整備計画の議論として不適当

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

## 配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R77-A
報告資料1	第76回委員会(2008.4.9)以降の会議開催経過について	R77-B
審議資料1-1	「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080422版)	R77-C
審議資料1-2	「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)の修正案へ寄せられた各委員の修正文整理表	R77-D
審議資料1-3	今後審議すべき論点(案)	R77-E
審議参考資料1-1	淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料(その1)ー河川管理者提供資料ー	R77-F
審議参考資料1-2	淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料(その2)ー河川管理者提供資料ー	R77-G
その他資料	今後の委員会スケジュール	R77-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	R77-I
参考資料2	関係行政機関からのご意見	R77-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 第78回委員会

■開催日時：2008年5月13日（火）13:30～18:30

■場 所：大阪市中央公会堂 3階 中集會室

■参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）23名  
一般傍聴者（マスコミ含む）251名



1. 決定事項：特になし
2. 報告：庶務より、第77回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。
3. 審議：「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見」についての河川管理者の質疑審議資料1-1-1～1-1-5について、質疑応答および審議がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。
  - ・河川管理者には、「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見」を尊重して頂けるのか。原案を見直して頂けるのか。見直しの結果、原案の中身が変わってくると思うが、見直された結果が示されなければ、原案に対する最終的な意見が出せない（委員長）。
    - 意見書は、学識経験者から頂いたご意見として尊重させて頂く。内容を吟味し、反映できるものを整備計画案に反映させていく。整備計画原案は、整備計画案をつくるにあたって頂くご意見を出してもらいやすくするために提示しているもので、何度も作り替えるものではない。これまでと同様に、原案のわかりにくい箇所など具体的に言って頂ければ、補足説明をさせて頂く（河川管理者）。
    - 意見書で指摘した事項については、原案を全て書き直すという意味ではなく、何らかの形で提示して頂きたい。その上で、最終意見を申し上げる（委員長）。
    - わかりました（河川管理者）。
    - 本日の説明は原案の見直しも含めた作業の一環であると考えている（河川管理者）。
  - 審議資料1-1-5「淀川水系河川整備計画策定に向けて」について
    - ・河川管理者は、委員会の意見書や審議をどう考えているのか。それぞれの専門家にそれぞれの意見を述べて欲しいということであれば、委員会を開催せずに、個別に意見を聴けばよいのではないのか。
    - 意見書の本文だけではなく、そこに至るまでの一つ一つの意見も重要であり、その中には意見書の解釈や前提、専門的な背景や根拠、理由が含まれている。正確にとらえる必要があると考えている（河川管理者）。
    - 議事録はあくまでも補足であり、委員会として提出した意見書が本文だ（委員長）。
  - 審議資料1-1-4「環境、治水、利水についての総合的な検討・利水」について
    - ・委員会が行ってきた根本的な議論に戻るべき。耐越水堤防で対応できれば、技術的に解明されていない環境保全策をとらなくて済む。大局的な視点から、整備計画原案と委員会の意見を比較検討して欲しい。
    - ・改正河川法は、治水、利水、環境がそれぞれ一定の譲歩をして整備計画をつくりあげていくことを求めているが、原案はそうになっていない。例えば、環境へのダメージコストについてどのような検討をしたのか。
    - ・環境の目標設定は可能だが、目標設定も定量評価もできていないのが問題だ。治水、利水、環境を同列に扱うなら、ダムによって劣化する環境をどう補償するかという考えではなく、環境の目標を設定すべき。
    - ・生物多様性が豊富な場所（ホットスポット）の見極めがまま、整備計画が策定できるのか。総合的な検討をしていくなら、補償的な手法だけではなく、ホットスポットを見極めていく必要がある。
    - ・各河川が抱えている環境問題を解決していくためにどう役立てるかという発想を持った計画が必要だ。
    - ・手付かずの自然環境にダメージを与えないためには、すでに開発された人工的な箇所での計画が必要。社会側・人間側のコンフリクトの調整（地権者等の調整等）に関する議論が十分にできていない。
    - ・ダムについては「十分な調査に基づき、専門家等の意見を聴きながら環境影響の評価を行っている」（審議資料1-1-4）とは言えない。どれだけ調査しても不十分だが、それでも判断するという考えが必要だ。
    - ・本日の説明資料では、過去からの環境も含めた総合的な検討を積み上げた上で、なぜダムを選択しなければならなかったのかについて、説明をしている（河川管理者）。
      - 「総合的な検討」の捉え方が河川管理者と委員会とで食い違っている。意見書では、原案が過去からの議論の積み上げになっていないと指摘している。今後の委員会で、河川管理者と委員会の食い違いを埋めるような議論をしていきたい（委員長）。
    - ・以前の審議で、委員から「このような調査すべき」といった積極的な提案をすべきという意見もあったが、河川管理者としては、その辺りが見えてこない。環境の専門家のご意見を聴きながら調査をしてきたが、具体的に不足しているものが理解できていない中で「やっていない」と言われているという気持ちもある（河川管理者）。
      - 「環境の目標は立てられる」「環境コストをどう検討したのか」といった意見が委員から出されている。環境については委員会でも十分には議論されていないが、議論せずに進んでいくということではない。議論によって河川管理者と委員会の溝を埋める努力をしてほしい（委員長）。
      - 複数の代替案を組み合わせた場合の効果や木津川の水質悪化を改善するといった検討が不十分だ。
      - 個々の環境の目標については議論したが（例：琵琶湖の水位操作）、水系全体の環境の目標については集中的に議論していない。一元的にデータを収集して示してもらえれば、方向性が出てくる。
      - 第一次、第二次委員会の重要なテーマの一つが丹生ダムの影響だ。原案では「引き続き調査する」という位置付けだが、今後どう扱うのか。その結論を出した上で、審議を進めて頂きたい。
    - ・河川管理者は、大阪市の水利権と実取水量の乖離をどう考えているのか。大阪市の水需要は30年間減り続けている。河川管理者が把握している大阪市の直近の水需要計画を示して頂きたい。
    - ・「利水者会議」を早期に立ち上げ、川上ダムの利水、異常渇水対策等について議論して頂き、その上で委員会にフィードバックして頂きたい（委員長）。
  - 審議資料1-1-1「ダムによる水位低下の評価について」、審議資料1-1-2「耐越水堤防について」、審議資料1-1-3「淀川水系の治水計画の考え方」について
    - ・中上流の河川整備によって、計画規模洪水でHWL+17cmになる下流3.6km区間について、堤防天端までHWL以下と同様の浸透洗掘対策した場合の費用はどの程度になるのか。堤防天端までHWL以下と同じ対策を行えば、HWL以下と同じ安全性を確保することができる（委員長）。
      - 現在の技術では、HWL以下と同じ信頼性は得られない（河川管理者）。
      - HWL以下については、堤防設計指針があり、浸透と洗掘に対する安全性は確保できる。なぜ同じことがHWL+17cmでできないのか。HWLを超えれば技術的には対応できないというのが河川管理者の説明だが、実際にはHWLを超えてしまう箇所がある。これらは仕方がないということか（委員長）。
      - 整備計画の目標としてHWL以下に水位を抑えたい。HWLを超えれば、破堤に対する信頼性は著しく低下するというのが河川管理者の見解だ（河川管理者）。
      - 木津川、宇治川、桂川でHWLを超えてしまう。宇治川については整備後の方が水位が上がる。これをどう考えるのか（委員長）。
      - さまざまな計算があり、例えば、高潮が重なれば、HWLを超えてしまう。計画規模洪水でHWL以下におさまるようにするのが、河川管理者としての責任を果たす安全基準だ（河川管理者）。
    - ・越水対策と標準的な堤防強化の違いは、遮水シート、排気層、裏法保護工、法尻工だが、1km当たりの単価が最大で5倍近くになっている。また、通常の堤防強化であれば5年の期間だが、越水対策の場合は35年に増加している（審議資料1-1-2）。かなりの過大評価であり、越水対策をしたくないという資料だ。本気で越水対策をしようと思えば、さまざまな対策がある（委員長）。
      - さまざまな方法で越水対策をやれるとは思いますが、我々の技術では、堤防の信頼性を損ねずに構造体として責任が持てるものではない（河川管理者）。
    - ・なぜ、耐越水堤防を平成10年の重点施策としたのか。なぜ、平成12年災害復旧助成事業に耐越水堤防を追加したのか。那珂川上流圏や留萌川の整備計画には耐越水型堤防が位置づけられている。出雲川のHPではフロンティア堤防が紹介されている（委員長）。
      - まず、淀川水系の堤防は高いという点が挙げられる。一定の外力に対して越水に耐えられる構造物はお金をかければ造り得るが、技術的に難しい。実際に4つの現場で耐越水堤防が試験的につくられたが、コストと効果の関係から、現在はほとんどの現場で使われていない（河川管理者）。
    - ・整備計画の30年をマイナー対策で切り抜けられるかどうかという点が問題だ。大戸川ダムで下げられる水位を天端までの堤防補強でカバーできるのか。水源の転用で何とかできるのか。一方で、整備計画の先に繋がる対策も入れておかなければならない。異常な降雨に対応するためには堤防補強もダムも必要だ。
    - ・「HWL以下で壊れない堤防をつくれ」というのが法令の趣旨だ。審議資料の「HWLはたとえ1cmでも超過しないようにすべきもの」という河川管理者の説明は、河川管理者としてHWLまでの安全性を確保すべく頑張るということであり、それ以上に頑張るはいけないという決まりはないのではないか。
      - HWLを超えてもできるだけ壊れないよう工夫はするが、HWLを超えてもよいという計画をつくってよいわけではない（河川管理者）。
      - HWL+17cmの堤防補強をすれば、結局、安全性に違いはないのではないかというのが委員の意見だ。
      - 河川管理者は責任論から出発している。まずは流域の住民の命をどう守るかを考えた上で、河川管理者の責任論や法令との調整について議論すべきだ（委員長）。
      - 計画規模洪水でHWLを1cmも超えてはならないという河川管理者の考えは分かったが、その計画論が妥当なのかどうかということだろう。
      - 整備途上の河川整備計画で、なぜ淀川だけがHWLを1cmも超えてはならないのか。河川管理者には「ダムはやりたくないが、ダムが必要」という説明をして欲しい（委員長）。
      - 環境も含めて総合的に考えた上で、どうしてもダムが必要だという説明をしてきている。本日は、工学的に、客観的に、耐越水堤防という選択肢は難しいという説明を行った（河川管理者）。
    - ・大戸川ダムの代替案として、三川合流地点から枚方までの高水敷掘削、桂川の掘削、天ヶ瀬ダムの現況の操作も踏まえた総合的な代替案を示してもらいたい（委員長）。
      - 確かにその通りだが、複数の代替案を同じ精度で比較する技術ができていない。ダムには実績があり、すでにある程度の投資がなされている等、計画の熟度を考えれば、ダムのプライオリティが高くなることもある。現段階で専門的知識で責任を持って代替案の評価ができるかどうかという問題があることも考えておく必要がある。
    - ・本日の河川管理者の説明資料は「何が何でもダム、特に大戸川ダムを造りたい」という資料だった。そのためには「HWL以上の堤防強化と越水対策は何か何でもやりたくない」という説明だった（委員長）。

### 料1-1-3「淀川水系の治水計画の考え方」について

4. 一般傍聴者からの意見聴取：11名の一般傍聴者から「河川行政が停滞している。整備計画の早期策定と事業実施をお願いしたい」「流域委員会は諮問委員会。委員には紳士的な意見をお願いしたい」「委員の質問に対して、河川管理者が答えていない」「委員長は河川管理者時代に川上ダムが必要と説明してきた」「河川管理者は委員の質問に誠意を持って答えなければならぬ」「計画高水位を1cmでも超えてもいけない」ではなく、「1cmでも超えさせたくない、途端に破堤するようにしたくない」ということだ。堤防強化については委員会と河川管理者は同じ考えだったはずだ」「委員は利水安全度のデータの裏付けをこぞ存じなのか。きちんと議論して欲しい」「京都府の水需要予測について河川管理者から頂いたデータを検討したが、けいはんな学研都市に毎日52000人も通う予測になっている。きちんと議論して欲しい」「河川管理者は代替案のコストダウンや期間短縮について検討すべき。代替案の結論が出るまで整備計画案を出すべきではない」「球磨川のフロンティア堤防の計画地が放置されている。河川管理者は、ダムとは別に、なすべき事をなすべき」「審議資料には、委員会には原案の再提示を求める権限はないという記述があるが、法的権限の問題ではない。問題は住民の命だ」「河川管理者は「水源の転用は利水者が判断すべき」としているが、箕面市が余野川ダムに出したお金を返して頂きたい。河川管理者には、計画高水位ではなく、命を守って欲しい」といった発言がなされた（例示）。





## 第78回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5より  
第78回委員会では、審議資料1-1-1「ダムによる水位低下の評価について」、審議資料1-1-2「耐越水堤防について」、審議資料1-1-3「淀川水系全体の治水計画の考え方について」、審議資料1-1-4「環境・治水・利水についての総合的な検討」、審議資料1-1-5「淀川水系河川整備計画策定に向けて」などを用いて河川管理者より説明が行われた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

### ○審議資料1-1-1

**10cmは大きな効果である**

淀川本川の13.2km地点における大戸川ダムによる水位低下19cmは、換算して約400m<sup>3</sup>/s。この効果は、例えば、深瀬川のポンプ排水の全量に相当する。

**深瀬川のポンプ排水**

- 毛管排水機 250m<sup>3</sup>/s
- 太尾排水機 135m<sup>3</sup>/s
- 305m<sup>3</sup>/s

このポンプが大規模の内河川管轄に大きく影響

毛管排水ポンプの運転停止や排水機を減速することで、排水量は削減できる。

**計画高水位はたとえ1.0mでも超過しないようにすべきもの**

洪水時には計画高水位で対応しきれないという考えは、計画高水位を1.0m以上超過しないようにすべきもの。計画高水位は、計画高水位+1.7cmを超えないようにすべきもの。

余裕は施工と必要なだけのもの。構造にはないよう、当てにできない。

余裕高は、橋脚の下で洪水などで閉鎖しないためにも必ず確保しなければならない。

橋脚

- 平成19年度淀川水害
- 1.0m超過で閉鎖。その上段で洪水発生

施設の基本は、わずかながら余裕を確保してよいものではない。

- 「建設基準法」の計画高水位は、多少の余裕を確保してよいものではない。
- 「建設基準法」の計画高水位は、多少の余裕を確保してよいものではない。
- 「建設基準法」の計画高水位は、多少の余裕を確保してよいものではない。

### ○審議資料1-1-2

**治水対策として効果をあてにすることができない試行事例をもとに、治水対策の費用削減を目的とした試行事例**

治水対策としての治水効果は期待できない。治水効果は期待できない。治水効果は期待できない。

河川	区間 (km)	費用 (億円)	効果 (m)	効果 (m)	効果 (m)	効果 (m)
淀川	20.2	1.2	約5	約5	約50~1.450	約25~80
宇治川	0.0	2.0	約10	約10	約100~500	約10~115
桂川	5.1	2.4	約30	約30	約350~600	約40~115
木津川	0.8	0.4	約20	約20	約500~1.050	

【試算にあたっての注意事項】

- 試行事例をもちいたした事例を用いて技術的な課題を抽出して対策
- 堤防の体積の削減は、堤防の体積を削減して治水効果が期待できない。治水効果は期待できない。
- 治水効果は期待できない。治水効果は期待できない。

**河川整備計画策定において実施する堤防強化**

安全確保のために淀川で行う堤防強化の強化

- 堤防強化は極めて大切なことであり、うねり等により天端まで水が達することや崩壊した堤防は、安全確保のために実施
- 確実な効果は期待できないが、合理性がある範囲で積極的に治水に資する対策を実施

淀川水系の標準的な堤防強化

- 淀川本川 約52km 約160億円(実施費を含む) 今後概ね5年間で完成
- 支川緊急対策区間 約22km 約170億円 (今後概ね10年間で完成)
- 支川(上記以外) 約42km 約470億円 (今後30年間で完成)

### ○審議資料1-1-3

**あらゆる規模の洪水に対してできるだけ被害を小さくするための一般的な施策の組合せ**

「発生頻度が高い」

- 一定規模の洪水を川の中で安全に下流へ
- 河川に「発生頻度が高い」

「発生頻度が低い」

- 超過洪水による破壊的な被害を回避
- 堤防の強化(堤防・堤脚・堤頂)
- 堤防の強化(堤防・堤脚・堤頂)
- 堤防の強化(堤防・堤脚・堤頂)

ソフト対策：治水管理体制の構築等により被害を最小化

**淀川水系の治水整備の進め方(3)：河道と貯留の配分**

基本方針は河道整備と貯留の配分を適切に組合せて全体の安全度をバランスよく確保

### ○審議資料1-1-4

**環境・治水・利水についての総合的な検討**

治水・利水・環境は河川整備計画策定における総合的な検討の中で同時に検討し、どれかが優先するという考え方は取らない。

- 環境については、目標設定や定量的評価が難しいので、治水・利水と同等の技術的評価はできないもの。互換性については、治水・利水と同等の技術的評価はできないもの。
- 例えば、ダムについては、他の代替案を十分に検討した上で、どうしても必要な場合にのみ採用することとしている。
- また、ダムを採用する場合には、環境への十分な配慮に基づき、専門家等の意見を踏まえながら環境影響の評価を行っている。
- 河川整備などの河川整備にあっても、自然環境の保全・再生を考慮した対策を行うこととしている。

**利水(1) 水需要管理**

節水型社会を形成して利水者や利用者や連携して節水(継続的)に取り組む。

- 水需要の抑制により河川からの取水量を減らすことは、経路の水位低下の緩和や河川の豊かな水を回復するために重要と認識している。節水型社会を形成していくためには、市民の生活スタイルの変化が必須であることから、利水者や利用者や連携して節水(継続的)に取り組んでいく必要がある。その努力の結果、水需要が抑制され取水量が長期的、安定的に少ない状況で推移するようになれば、利水者の水需要を抑制して利水者の見直しを適切に実施する。
- ただし、米利権が見直されても、その水需要が削減された分、不測の事態に対しては市民の飲み水を確保しておきたいという地域や利水者の強い思いがある。水源の活用については、節水の必要や水資源開発施設の供給能力低下にともなう利水安全度の変化を十分見極めた上で、利水者が判断するべきである。
- また、水源の活用により、新たな水資源開発施設によらずに取水が増えることは、水需要と対しては、現状より利水安全度の低下となる。近年の少雨傾向によって既存の水資源開発施設の供給能力が低下しており、今後の気象状況の変化によりさらなる低下が懸念されることから現時点において、河川管理者が利水者に対して取水を強く求めることは適切でないと判断している。

### ○審議資料1-1-5

**意見書本文について(1)**

- 学識経験者の意見は、本業、専門的知識に基づき理由や根拠が明確に記述されるべきもの
- 4月25日に委員会から受理した意見書本文は、審議過程の経緯を添付することを条件に簡単な文章になっており、意見書だけでは内容を正確に理解できない平議なもの
- 6月19日時点においても第78回委員会の議事録は完成していない
- 報道等により、流域委員会が4月22日の委員会「淀川4ダム不審」等の結論を下したとの誤解が生じ、一部の市町村長や住民から流域地方整備局に対して問い合わせがある等、困惑
- このため、4月25日、「淀川水系河川整備計画策定(平成19年8月28日)」に対する意見書における主要事項についての事実関係及び河川管理者の考えを市町村長あてに送付
- また、意見書本文の各項目についてこれまでの議事録を確認して、別表を作成

**意見書本文について(2)**

【意見書本文】

- 意見書本文は「委員会」は、以下に記述する内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求めること

【委員会の審議結果等】

- 委員会で、この事項を意見書本文に記述するにあたって「委員会」は原案の再提示を求める権限はないとの見解に立ち、「再提示されるよう請うる」との趣意であることを確認

【河川管理者の考え】

- 河川整備計画策定は、関係府県知事や関係市町村長から河川法に基づき正手続きとしてご意見をお寄せするときの河川整備計画の策定とは異なり、こうした案を踏まえて事前にご意見をいただきたき台として作成したものであり、改めて作り直すものではない

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

## 配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R78-A
報告資料1	第77回委員会(2008.4.22)以降の会議開催経過について	R78-B
審議資料1-1-1	ダムによる水位低下の評価について -河川管理者提供資料-	R78-C
審議資料1-1-2	耐越水堤防について -河川管理者提供資料-	R78-D
審議資料1-1-3	淀川水系全体の治水計画の考え方について -河川管理者提供資料-	R78-E
審議資料1-1-4	環境・治水・利水についての総合的な検討 -河川管理者提供資料-	R78-F
審議資料1-1-5	淀川水系河川整備計画策定に向けて -河川管理者提供資料-	R78-G
審議資料1-2	別表 -河川管理者提供資料-	R78-H
審議資料1-3	淀川水系流域委員会(4月22日開催)の審議について -河川管理者提供資料-	R78-I
審議資料1-4	河川管理者のスタンス+レビュー委員会の見解 -河川管理者提供資料-	R78-J
審議資料1-5	治水対策のための試行事例をもとに仮に試算した対策工法の概算費用と期間について -河川管理者提供資料-	R78-K
審議資料2	今後審議すべき論点	R78-L
審議参考資料1	「淀川水系河川整備計画策定(平成19年8月28日)」に対する意見(※議事録未添付版)	R78-M
その他資料	今後の委員会スケジュール	R78-N
参考資料	委員および一般からのご意見	R78-O

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。  
資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 第79回委員会

■開催日時：2008年5月27日（火）13:55～17:15

■場 所：みやこめっせ B1 第1展示場B面

■参加者数：委員14名 河川管理者（指定席）21名  
一般傍聴者（マスコミ含む）139名



### 1. 決定事項

- 今後の委員会の開催スケジュールが決定した。
- 大阪府知事、京都府知事、滋賀県知事からの委員会意見説明依頼（審議資料1-3）について、委員会意見の説明を行う（6/6開催、参加委員は委員長、副委員長）。
- 2. 報告：庶務より、第78回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。
- 3. 審議
  - 今後の委員会の審議について：主な内容は以下の通り（例示）。
    - 運営会議で委員会の運営経費の状況について説明した。レビュー委員会で話のあった経費縮減が十分にされていない。国会にて1回当たりの委員会の開催費用が無駄ではないか、長時間にわたってどう議論をしているのかといった問題が指摘された。河川管理者としては、委員会の活動が十分に効果を発揮されるかどうか、支出額として適正かどうかという意識を持って執行すべきだと考えている。委員会としても、コスト縮減の工夫等を含めた効率化を図ってほしい。平成20年度の委員会運営業務については、現時点で、委員会経費の大半の部分を執行しつつある。河川管理者としても、河川管理者の出席者が必要最小限に絞り、河川管理者の資料印刷を見送ってスクリーン上で説明するという取り組みを始めた（資料は、後日、流域委員会HPで公開する）。委員会においてもコスト縮減とスケジュール管理に努めてほしい（河川管理者）。
    - 残りの予算では、原案に関する審議はあと1回で、回数を増やすのは難しいということか（委員長）。
      - 委員会にもコスト縮減により効率を高めて頂き、必要な審議は実施してほしい。特に1回にこだわっているわけではない（河川管理者）。
    - 「予算の範囲内で委員会を開催して欲しい」ということか。予算がなくなれば、委員会を開催できなくなるのか。予算増額（追加発注）は可能なのか。
      - 先に予算の枠が決まり、その中で審議するとは考えていない。追加発注を最初に決めていない。どのようなスケジュールで委員会が進むかが分からないという判断がつかない（河川管理者）。
    - コスト縮減は必要だ。小規模な会議（専門家のみで数人規模）を開催することもあり得る。
    - 委員会のみを開催してきたため、コストや時間がかかったという面もある。委員からも「今後審議すべき論点」について意見が出されていない。限られた予算の中で今後どうすべきかについて審議すべき。
      - 無駄なお金を使った運営をしてきたわけではなく、やるべき形でやるべき議論をしてきた。コスト縮減の努力はするが、「開かれた議論」を変更してまで、コスト縮減をすべきかどうかは議論が必要。
    - できる限りのコスト縮減は行う。開かれた委員会としてどう進めるのかは、委員会で決めるが、場合によっては、予算増額も有り得るのか。
      - 今年度の費用についても実績を踏まえた上で決定しており、過小にしたわけではない。国会からの指摘もあり、諸手を挙げて増額するという状況にはない。ただ、まずは、どれくらいの委員会が必要なのかを議論して頂くことが先だと思っている（河川管理者）。
    - 河川管理者が委員会に求めたい役割を果たすためには、何回かの委員会が必要ということになれば、きちんとした議論を行うための最大限の配慮をして頂けるのか。
      - 委員会には、必要なことは実施してほしい。ただ、必要な会議回数が増えれば、予算の問題が出てくる。一体のものとして考えてもらいたい（河川管理者）。
    - 運営会議で委員会の運営コスト縮減について議論はなされたのか。
      - コスト縮減に関する話題が出てきたのは前回の運営会議が初めてだが、レビュー委員会の意見もあり、努力はしてきている（謝金削減、配付資料の工夫等）。ただ、より安い会場を使う等の努力をすべきだったという指摘はその通りだと思う（委員長）。
    - 意見書で原案の見直しと再提示を求めたが、いつまでに全て示してもらえるのか（委員長）。
      - 意見書を踏まえて、見直しの一環として前回の委員会で説明・補足説明させて頂いた。本日も若干の説明をさせて頂きたい。意見書について河川管理者として申し上げることは本日の説明でお返しすることになると思う（河川管理者）。
      - 前回の河川管理者の説明で委員会が投げかけた疑問に答えたとと言われてしまうと、一生懸命考えようとしてきたテーマがまったくないがしろにされていることになる。
    - 法定手続きからすると、委員会の最終的な意見が出なければ、整備計画案について関係府県の知事に意見を求められるということになる。見切り発車はしない（委員会が最終的な意見を出さないうちに、整備計画案を作り、知事に意見を求めることはしない）という河川部長の発言について再確認したい（委員長）。
      - 河川管理者としてはさまざまな形で意見を頂くということを進めてきた。意見の形にこだわらず、いろいろご意見を頂くということをお願いしたい（河川管理者）。
      - それは委員会が決めることだ。河川管理者が、これまでの委員会で行われたことが意見だと勝手に判断して、整備計画案を作るのは、見切り発車にあたる（委員長）。
      - 委員会としての意見が出るまでは、見切り発車をしないのかどうか。確認したい。
      - 1日も早くご意見を出して欲しいとしか言いようがない（河川管理者）。
      - 河川管理者は見切り発車しないと明言しないと受け取らざるを得ない。委員会としては「見切り発車はして欲しくない」が強い要望であるという点に合意したということにさせて頂く（委員長）。

・コスト縮減策については、運営会議でたたき台を検討して、委員会で諮りたい。

### 2) 今後審議すべき論点について

- 審議資料1-1「今後審議すべき論点について」の各論点について、特に審議しておくべきポイントについて意見が出された後、各論点の整理担当委員を決定した。主な意見等は以下の通り（例示）。
- ・次回の委員会では「上下流問題、流域治水、他機関との協議システム」について審議する。また、「天ヶ瀬ダム・川上ダム地質」について河川管理者から説明を頂く（委員長）。
  - 住民意見聴取反映（担当委員：實委員、山下委員）
    - ・住民の方々からご意見が出されているが、委員会はどう受け止めて、意見を述べるのか。これまで通り、委員が咀嚼した上で意見を出すのか、それとも、意見書に住民のご意見を列記するのか。確認したい。
  - 上下流問題、流域治水、他機関との協議システム（担当委員：竹門委員、久委員、深町委員）
    - ・施設対応から流域対応への転換を少しずつでも進めるといった論点が必要。具体的にできることを示していきたい。巨椋池の復活（内水氾濫が発生した場合の対応等）のような流域治水についても議論したい。
    - ・土地利用規制や法的権限等の道具立てについての検討も必要。
    - ・治水、利水の要請と環境の要請をリンクさせていくための議論が必要。
    - ・国が管理している河川と地方自治体が管理している河川の連携が重要。森林保全も議論しておくべき。
    - ・環境コスト（ダムの土砂管理コスト、富栄養化対策、水質対策）の議論も必要。
    - ・流域管理は、河川管理だけではなく、より広い枠組みで考えないといけない。その辺りについて、委員会としてどのような意見を言うかがポイントになる。
  - 水系一貫生物の移動経路、水辺攪乱環境回復、琵琶湖水位操作（担当委員：西野委員、竹門委員）
    - ・特定の生物保全や外来種対策の成果はあがっており、個々の事例の情報は蓄積されているが、連携がない。府県だけでは連携できないので、どのような事業がどこでなされているのか、情報を一元的に管理してほしい。地理情報システムにプロットしていけば、過去の地形と現在の地形を重ねて、改変された地域とそうでない地域も分かる。琵琶湖水位操作については、総合的な水位操作について議論していくべき。
  - 水質総負荷管理（担当委員：村上委員、川上委員）
    - ・有機物の実態調査や規制の方針等はすでに原案に盛り込まれている。欠けているのは、住民への伝達や行動の喚起といった点だ。生物の分布と水質の変化の関連についても整備計画で取り上げてもらいたい。
    - ・いかにして住民が河川の水質汚濁軽減に参加していくか、一歩踏み込んだ進め方を提案したい。
  - 堤防の耐震補強、洪水対象外力（担当委員：河田委員、實委員）
    - ・耐越水だけではなく、耐震化も必要。100年の戦略を議論しないといけないが、原案審議は30年という限定的な議論になっている。100年計画でどうするかという整理が必要だと考えている。
    - ・「あらゆる洪水に対応する」という言葉の認識について、委員間で確認しておきたい。
  - 水の路（担当委員：佐藤委員、池野委員）
    - ・舟運の波浪による低水護岸への影響等について検討すべきだが、舟運が商業として成り立つかどうかについては、委員会の議論にはなじまないのではないかと考えている。
  - 宇治川改修、桂川嵐山地区改修、天ヶ瀬再開発京都府利水、天ヶ瀬ダム・川上ダム地質
    - ・一般の方から何度も頂いているご意見なので、審議・検討を行いたい（委員長）。
  - 既設ダム堆砂対策（担当委員：千代延委員）
    - ・原案ではアセットマネジメントの範囲内の記述に留まっているので、意見を述べたい。
  - ダム地域振興策・地元フォロー（担当委員：深町委員、佐野委員）
    - ・どのような選択肢になるとしても、地域の方々に誠意を持って対応する仕組みについて検討したい。
  - 余野川ダム中止後対策、P D C A（意見を提出した委員に確認を行う）
- ※予定されていた「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見についての河川管理者の質疑は、時間の関係で、第80回委員会で行うことになった。
- ### 4. 一般傍聴者からの意見聴取
- 10名の一般傍聴者から「天ヶ瀬ダムの地質についての意見（参考資料1）を参考にしたい。山科川合流地点～天ヶ瀬ダムまでの生態系の変化や河床の変動（河床低下、堆積物移動等）と生態系の変化を絡めた議論をして欲しい」「天ヶ瀬ダム1500m<sup>3</sup>/s放流のそもそもの目的と必要性や1500m<sup>3</sup>/s放流の下流の堤防への影響について、地元が納得できるような議論をして欲しい」「河川管理者が見切り発車するかどうかを答えなければ、河川管理者への不信感が大きくなってしまふ。今後議論すべき論点として、積み残しになっている利水についても、検討して欲しい（参考資料1）」「河川管理者が見切り発車をしたとしても、委員会は諦めずに議論して欲しい。運営予算がないのであれば、委員が自主的に委員会を開催してはどうか」「河川管理者は水需要の精査確認を実行しているのか。守田機械揚水、森井堰、久米井堰ではほぼ1つの土地改良区に送水しているが、かんがい面積は昭和47年から半減に近い状態になっており、水利権の見直しが必要。既存水利権の余りは0.499m<sup>3</sup>/sになり、伊賀用水の新規利水0.358m<sup>3</sup>/sを十分に取水できる（参考資料1）」「河川管理者の国会発言を盾にとったコスト縮減に関する意見は大人げない。河川管理者はどちらを向いているのか。河川管理者には、国会に対して、新しい治水のあり方を構築しているという説明をして欲しい」「河川管理者は、住民に向かって仕事をしなければならない。近畿の治水、利水、環境を真剣に考えるべき。桂川の河川改修には地元住民が関わっていない。地元が議論に加わるような仕組みをお願いしたい」「河川管理者は、運営予算を理由に審議回数を制限しようとした。見切り発車しないと明言できなかった。流域委員会が反対しようともダムは造ると言っているようなものだ。委員会は開かれた窓であり、これを閉じてはいけない」「この状況で整備計画案を出しても知事は意見を言えない。河川管理者は代替案を含めた説明責任を果たしていない。河川管理者がきちんと説明し切ったと思っている人はいない。見切り発車は認められない」「見切り発車するかどうか、河川部長が答えるべき。まず河川管理者が予算要望案やコスト縮減案を示さないといけない。庶務も予算縮減に取り組むべき。河川管理者は予算を国会に要求すべきだ」といった発言がなされた（例示）。





## 第79回委員会の説明資料より抜粋

### ■審議資料1-1、1-3より

第79回委員会では、審議資料1-1「今後審議すべき論点」を用いて審議が行われました。また、審議資料1-3「淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見の御説明について(依頼)」を用いて河川管理者より説明が行われた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

### 審議資料1-1

#### 今後審議すべき論点

- \* 住民意見聴取反映
- \* PDCA
- \* 流域の統合的管理システム
  - ・ 上下流問題、流域治水
    - 巨椋池復元
  - ・ 総合的河川環境計画
    - 水系一貫生物の移動経路
    - 水辺攪乱環境回復
    - 水質総負荷量管理
    - 琵琶湖水位操作
  - ・ 他機関との協議システム
- \* 堤防の耐震補強
- \* 水の路 舟運
- \* 洪水対象外力
- \* 宇治川改修 (1500m<sup>3</sup>/s)
- \* 桂川嵐山地区改修
- \* 天ヶ瀬再開発京都府利水
- \* 天ヶ瀬ダム、川上ダム地質
- \* 既設ダム堆砂対策
- \* 余野川ダム中止後対策
- \* ダム地域振興策 地元フォロー

### 審議資料1-3

事務連絡  
平成20年5月21日

淀川水系流域委員会委員長殿

大阪府知事 橋下 徹  
京都府知事 山田 啓二  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見の御説明について (依頼)

貴委員会におかれましては、淀川水系河川整備計画原案について、真摯な議論を重ねていただき、お礼申し上げます。

また去る4月3日には、淀川水系河川整備計画原案に対する審議状況についてご説明をいただきありがとうございました。当日は大変限られた時間での御説明となり、その後、4月25日には淀川水系流域委員会の意見書も提出されたことから、あらためて3府県合同でご意見をうかがう場を設けさせていただきたいと考えています。つきましては、御出席いただける委員を選定いただき、貴委員会における今までの検討結果について御説明をいただきますようお願いいたします。

日程、場所、出席者等の詳細については、事務方より調整させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、近畿地方整備局に対しても同様のことを依頼しておりますので承知願います。

## 配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R79-A
報告資料1	第78回委員会(2008.5.13)以降の会議開催経過について	R79-B
審議資料1-1	今後審議すべき論点	R79-C
審議資料1-2	今後の会議開催候補日(案)	R79-D
審議資料1-3	淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見の御説明について(依頼)	R79-E
参考資料1	委員および一般からのご意見	R79-F
河川管理者スライド資料	淀川水系河川整備計画原案の補足説明資料	R79-G

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 第80回委員会

■開催日時：2008年6月3日（火）16:30～20:40

■場 所：みやこめっせ B1 特別展示場

■参加者数：委員15名 河川管理者（指定席）19名  
一般傍聴者（マスコミ含む）121名



### 1. 決定事項

- ・今後の審議日程（今後審議すべき論点）および委員会経費削減策が承認された。
- ・「流域の統合的管理システムに関する意見(案)」に対して、意見がある委員は、6月17日(火)までに庶務に提出する。提出された意見を担当委員が整理した上で、再度、議論を行う。

### 2. 報告

- ・庶務より、第79回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

### 3. 審議

#### 1) 委員会経費削減策について

- ・庶務より、スライド「委員会経費削減策(案)」を用いて、説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
- ・スクリーン投影だけでは、文字情報を読み取るのが困難だ。横断的な審議を行うためにも、1～2ページ程度のレジュメや項目リストは必要だ。
- ・より厳しい状況になれば、委員の謝金についても検討する必要がある。
- ・情報公開にはコストが伴う。コスト削減のために情報公開が滞ってしまうのは本末転倒だ。
- ・配付資料の削減については判断が難しいが、資料は事前に（委員会の前日には）HPで公開し、必要な方が印刷できるようにする。当面の間は、試行的に「委員会経費削減策(案)」の通り、進めたい。一般傍聴者のご意見も踏まえて、工夫していきたい(委員長)。

#### 2) 「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見についての河川管理者の質疑

- ・河川管理者より、スライド「淀川水系河川整備計画原案の補足説明資料」を用いて説明がなされた後、質疑がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。
- ・「ダムによる中上流の水位低下効果を評価して欲しい」というのが河川管理者の説明だったが、淀川本川でHWLを17cm超えることがなければ、ダムをつくることにはならなかったのではないかと、中上流での効果もあるという点を忘れて欲しくないため、説明させて頂いた(河川管理者)。
- 重要なポイントは、ダムによって危険な状態から危険ではない状態に水位が下がっているかどうか。ダムありなしで、どこかの水位をどう下げているのか、バックデータを示して欲しい(委員長)。
- ・以前に河川管理者から「HWLを1cmも超えてはならない」という説明がなされた。根拠があるのか。
- 構造令には「直接的に計画高水位を超えてはならない」と書いてあるわけではない。何十年もの整備によって、下流において、計画規模洪水で計画高水位以下で流れるような安全を確保してきた。今後の整備においても、計画高水位を超える(安全度を下げる)ような整備の進め方は望ましくなく、そのための計画を今回たてている(河川管理者)。

#### 3) 今後審議すべき論点について

##### ①流域の統合的管理システム

- ・委員より、スライド「流域の統合的管理システム」「流域の統合的管理システムに関する意見(案)」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

##### ②修正意見30「河川整備の方針と具体的な整備内容」について

- ・「洪水の流下能力向上に偏重した治水対策は、想定以上の洪水に対して破堤による壊滅的被害を生じさせる恐れがあるので、住民の生命を守るという観点からもこれを見直すものとする。洪水による壊滅的被害を回避・軽減するために、治水安全度を、洪水の流下能力だけでなく流域対策やソフト対策による被害軽減能力で評価する仕組みづくりに取り組む」(修正意見30 抜粋)
- ・修正意見30の方向性には共感できる。ただ、遊水地等の流域対策やソフト対策、治水安全度の達成スピード、地権者の理解等を含めて、河川管理者が現実的に実現可能な方法を検討した結果が整備計画原案だと考えている。やはり、あるレベルまでの安全度は担保しなければならない。そのレベルが戦後最大洪水であり、戦後最大洪水を超える分については流域対策で対応していくことだと思っている。
- 原案は流域対策にも触れているが、やはり、洪水を安全に流下させることを目標としている。原案では、流域に貯留できる仕組みを作った場合の試算をしていない。
- 猪名川総合開発では25年間で約60万m<sup>3</sup>の調節池容量を確保した。この数値を否定はしないが、淀川水系で「あらゆる洪水」に対応するためには、かなりの時間がかかる。そこをどう判断するか。
- 総合治水が遅々として進まない理由が問題だ。「川の中で勝負する」という従来の考え方が主流で、総合治水に本気になっていないという面がある。まずは、発想の転換が必要だ(委員長)。
- ・流下能力だけでなく、被害軽減能力で評価しなければならないという考え方は重要だ。大阪駅前は地域住民の連携が難しいために被害軽減能力は低い、住民連携が可能な伝統的な地域は被害軽減能力が高いといったことを原案でも考えてみる必要がある。
- 被害を受ける側から見た「被害軽減能力」の評価ポイントとして、流域委員会では「多数の人命を失わない」に最優先で取り組んできた(委員長)。

- ・河川管理者にとっての整備計画は、一定の確実性をもって一定の時間で達成していくという点に重点が置かれている。一方で、修正意見30は、取り組まなければならないビジョンを示している。必ずしも河川管理者にとっての整備計画である必要はないと思うが、整備計画の実行性は担保しないといけない。地域や住民にどこまで自己責任を求めるか。「住民と一体となって」という言葉は分かるが、いかにして実際の仕組みや具体的な取り組みにしていかが問題になる。整備計画だけでは完結しないので、実施レベルの計画が必要になってくる。
- ・これまでも「長期的な方向を踏まえた議論をすべき」という委員意見が出されている。修正意見30の説明にある治水の発想転換に向けて、整備計画の中で具体的に河川管理者に何をやらせてもらうのか。あるいは、従来通りの方向性で行くのか。今後の委員会審議にとっても、非常に重要なポイントだ(委員長)。
- ・防災能力は「信頼性」「脆弱性」「回復性」で判断することが多い。「信頼性」とは、施設の信頼性のことだが、構造物だけではなく、30年後の気象予報の精度向上等も含まれるため、技術に応じて高まっていく。流下能力は「信頼性」を定量的に示したものであり、無視するものではない。
- 流下能力の向上は否定しない。被害軽減能力の中には流下能力向上も含まれている。ただ、最終的な計算指標としては、結果としてどれだけ被害を軽減できるかで評価すべきだと考えている。
- より重要な「信頼性」の指標は破堤の確率だ。その要素として流下能力や堤防の質がある(委員長)。
- ・流域の統合的管理システムは、他の部局の守備範囲とバッティングするケースが出てくるため、法整備も視野に入れた意見が必要だ。担当委員には、法整備にかかった時間や費用についても説明して欲しい。
- ・流域の統合的管理システムに関する議論は、原案に対する最終意見の大きな分かれ道になる論点なので、じっくり審議する必要がある。他の論点については、都度、整理していけばよいと考えている(委員長)。

##### ③天ヶ瀬ダム、川上ダム周辺の地質について

- ・河川管理者より、スライド「天ヶ瀬ダム周辺の地質について」「川上ダム周辺の地質について」を用いて説明がなされた後、一般傍聴者からの意見聴取と審議がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
- ・天ヶ瀬ダムの地質調査方法はかなりクラシックだ。航空写真でリニアメントを探す方法は確立された手法だが、見落とせば、活断層はないということになる。調査方法そのものが問題だ。また、断層のずれや共役の関係等の問題もある。有限要素法については、要素の詳細な説明がなければ、判断できない。ダム堤体への影響だけではなく、左岸の岩盤への影響についても説明が必要だ(一般傍聴者)。
- ・宇治川が現在の流れに移ったのは第四紀。広義の意味ではF-0断層も活断層と言える。また、線状模様⑤と同じ時期の断層である可能性があり、F-0断層が活断層である可能性がある。航空写真によるリニアメント調査は、現在の地質調査レベルには及びもつかない(一般傍聴者)。
- ・川上ダムに関する既往の全ての地質調査を検討し、斜面の現地踏査を行った結果、活断層を確認した。断層が崖堆積物を切っていることが確認できており、これは活断層のしるしだ。ダムの直近の貯水池を活断層が通っているのは非常に危険だ。より丁寧な断層調査をお願いしたい。住民への公開トレンチ調査や前深瀬川での弾性波探査やボーリング調査をやって頂きたい(一般傍聴者)。
- ・本日の河川管理者の説明だけでは、今後も、住民の方々の疑問点や心配が残りが続く。天ヶ瀬ダムと川上ダムの地質について、再度、河川管理者から住民の方々に対して、現場での説明やデータによる説明をお願いしたい。また、その結果を委員会にご報告して頂きたい(委員長)。

##### ④今後の進め方について

- ・庶務より、スライド「論点項目別担当委員・審議日程候補日(案)」について説明がなされ、今後の審議日程と担当委員が承認された。
- ・今後審議すべき論点のうち、「ダム地域振興 地元フォロー」は、進捗状況の点検等において、今後も継続的に検討していくことなので、今回の集中審議項目から外すことにする(委員長)。

- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：10名の一般傍聴者から「委員会は地元にも責任を持っている。予算がなくなっても、手弁で開催する意欲を委員には持って欲しい。河川管理者には、次のステップに移るのが本当に正しいのかが問われる」ということを認識しながら進めて欲しい」「河川管理者は、余野川ダムを当面実施しない理由として、ダムよりも下流の河川整備の方が経済的に見合うと説明し、猪名川下流でHWLを超えることに目をつぶったが、その一方で、淀川本川だけはHWLを越えてはならないと説明している。余野川ダムはつくらないのに大戸川ダムはつくる理由を説明すべき」「配付資料がなく、審議内容がよく理解できない。配付資料を復活して欲しい」「河川管理者の説明(ダムの効果)がずさん。いつまで説明を続けるのか。審議すべき論点に利水を加えて頂きたい」「配付資料は必要。資料が配付できないなら、事前の公開が必要。委員会の審議が長くなったのは河川管理者の責任でもある」「配布資料がなければ、まともな審議が保証されない。傍聴者の知る権利を阻害している。天ヶ瀬ダム再開事業の説明が不十分。なぜ河川管理者は天ヶ瀬ダム建設時の地質報告書を出さないのか」「一般傍聴者の多くは河川管理者だったが、河川管理者ならHPで資料を閲覧できたはずだ。河川管理者以外の一般傍聴者には資料を配付するよう工夫すべき」「河川部長が出席できない理由を発表すべき。フロンティア堤防が撤回された背景についても審議すべき」「本日、岩倉峡の水位流量曲線(第68回委員会 審議参考資料)の根拠についての説明資料を河川管理者から提供して頂いた。しかし、審議参考資料には長田川の水位との相関関係も検討しているという説明があったが、本日提供して頂いた説明資料には長田川の説明がない。これでは、委員会が正しいデータを見ていたのかどうかを疑わなければならなくなる」といった発言がなされた(例示)。
- ・本日の委員会では、もっともコストのかかる配付資料を削減したが、このことで一般傍聴者には、ご迷惑をおかけした。委員会が責任を持った意見が言えるまで審議できるようにするためには、どうすればよいか、一般傍聴者の方々からも、経費削減のアイデアやご意見を頂きたい(委員長)。









## 委員会 委員リスト

2008.4月現在(五十音順、敬称略)

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	治水・防災 河川	大阪工業大学工学部 教授
池野 誓男	治水・防災 防災	元大阪府港湾局長、大阪の河川を愛する会 会長
岡田 憲夫	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京都大学防災研究所 教授
川上 聡	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	NPO法人全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	環境 景観	京都大学大学院工学研究科 教授
河田 恵昭	治水・防災 防災	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長
河地 利彦	利水・利用 利水	京都大学大学院農学研究科 教授
佐藤 茂雄	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役CEO
佐野 静代	人文・経済・社会等 水文化	滋賀大学環境総合研究センター 准教授
澤井 健二	利水・利用 利用	摂南大学工学部 教授
寶 誓	治水・防災 河川	京都大学防災研究所 教授
竹門 康弘	環境 生態系	京都大学防災研究所 准教授
田中 真澄	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐむ会 代表 NPO法人市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	流域住民
中村 正久	環境 水環境	滋賀大学 環境総合研究センター長
西野 麻知子	環境 生態系	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総合解析部門長
久 隆浩	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授
深町 加津枝	環境 植物	京都府立大学人間環境学部 准教授
本多 孝	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	IPNET-Jインターネットリレーションネットワーク・ジャパン 事務局長
水野 敏明	環境 魚類	WWF JAPAN 自然保護室
水山 高久	治水・防災 治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
宮本 博司	治水・防災 防災	株式会社榎徳商店 代表取締役
村上 哲生	環境 水質	名古屋女子大学 教授
山下 淳	人文・経済・社会等 法律	関西学院大学 法学部 教授

## 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

第79回委員会の経費節減に関する審議を踏まえ、資料等の閲覧・入手方法が一部変更されました。下記の方法で委員会、部会、検討会等の公開会議の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができますが、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数等の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみとさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料は原本がカラーの場合でも白黒でのご提供となります。
- ・第80回委員会以降の資料については「ホームページによる閲覧」をご参照下さい。なお、インターネットによる閲覧ができない方で資料等の閲覧・入手をご希望の場合は下記の「郵送」「閲覧」をご参照下さい。

### ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しており、PDFデータとしてダウンロードしていただくことも可能です。  
(<http://www.yodoriver.org>)

### 郵送

配布資料の郵送を希望される場合は、以下の点にご注意の上、お電話、FAX、郵送にて庶務までお申込み下さい。

- ・第79回委員会以前の資料についてはこれまで通り無料でご提供させていただきます(但し、部数が多い場合はコピー代、郵送料を実費でいただきます)。
- ・第80回委員会以降の資料については原則としてコピー代、郵送料を实費でいただきます。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される場合は、庶務までご連絡下さい。

### 「意見書」の入手

これまで出された意見書の送付を希望される方は庶務までご連絡下さい。  
(FAX、郵送の場合は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号、ご希望の意見書名を明記)

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

## ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。  
ホームページ、E-mail またはFAXにてお寄せ下さい。(宛先については裏面をご覧ください。)  
※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。  
※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願いいたします。  
※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。  
※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

### 「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)についての旧委員への説明会、第76回委員会、第77回委員会、第78回委員会、第79回委員会、第80回委員会の模様をまとめたものです。委員会についての詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧ください。

(<http://www.yodoriver.org>)

